

令和3年第5回教育委員会会議（定例会）録

1 日時

令和3年3月17日（水）13時15分

2 場所

教育委員会会議室

3 出席者

委員：町孝（教育長職務代理）、原志津子、武部愛子、西村早苗、徳成晃隆

事務局：小野田教育次長、深堀理事

福田総務部長、竹中教育支援部長

吉谷総務課長、野口職員課長、宮原教職員第1課長、町田教職員第2課長、梶原生涯学習課長

桑野労務・給与課労務係長

4 会議事項

(1) 付議事項

付議案第10号 福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第11号 福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案

付議案第12号 福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第13号 福岡市立空港周辺共同利用開館条例施行規則の一部を改正する規則案

付議案第14号 福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則案

付議案第15号 福岡市教育委員会職員の勤務の要しない日の振替等に関する規程の一部改正案

付議案第16号 福岡市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則案

付議案第17号 福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則案

付議案第18号 福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部改正案

付議案第19号 福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部改正案

付議案第20号 福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する規程の一部改正案

付議案第21号 福岡市教育委員会職員の自己啓発等休業の取扱いに関する規程の一部改正案

付議案第22号 福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程

の一部改正案

- 付議案第23号 福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案
- 付議案第24号 福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案
- 付議案第25号 教職員の人事について
- 付議案第26号 教職員の人事について
- 付議案第27号 職員の人事について
- 付議案第28号 事務局等職員の人事について

(2) 臨時代理報告事項

- 臨時代理報告第2号 教職員の人事について
- 臨時代理報告第3号 教職員の人事について

(3) 協議・報告事項

- 協議・報告ア 福岡市・大学教員養成連携協議会について

5 開会

町委員（教育長職務代理）開会を宣告 13時15分

付議案第25号から第28号まで並びに臨時代理報告第2号及び第3号は人事に関する案件のため、議決により非公開とされた。

6 付議事項

- ▼付議案第10号 福岡市立雁の巣児童体育館条例施行規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第11号 福岡市博物館登録規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第12号 福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第13号 福岡市立空港周辺共同利用開館条例施行規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第14号 福岡市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第15号 福岡市教育委員会職員の勤務の要しない日の振替等に関する規程の一部改正案
- ▼付議案第16号 福岡市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則案
- ▼付議案第17号 福岡市教育委員会職員安全衛生規則の一部を改正する規則案
- ▼付議案第18号 福岡市教育委員会電気施設保安規程の一部改正案
- ▼付議案第19号 福岡市教育委員会職員人事評価規程の一部改正案
- ▼付議案第20号 福岡市教育委員会職員の育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制

限に関する規程の一部改正案

- ▼付議案第21号 福岡市教育委員会職員の自己啓発等休業の取扱いに関する規程の一部改正案
- ▼付議案第22号 福岡市教育委員会職員の配偶者同行休業の取扱いに関する規程の一部改正案
- ▼付議案第23号 福岡市教育委員会職員の育児休業等の取扱いに関する規程の一部改正案
- ▼付議案第24号 福岡市教育委員会職員の介護休暇等の取扱いに関する規程の一部改正案

梶原課長、吉谷課長、桑野係長、野口課長より説明

《いずれも原案どおり可決》

[質疑等]

(徳成委員)

- 付議案第10号から第14号までの規則の改正について、これはあくまで内部の規則上の整理であって、利用者には何ら影響するものではないということか。

(梶原課長)

- 今まで規則で定めていたものを要綱に定めるという内容で、利用者には影響はない。

(原委員)

- 規則を要綱にすることによって、機動的な対応になると思うが、要綱となると、効力的には教育長が内容を定めることになるのか。

(梶原課長)

- 教育長の決裁で要綱に定めることになる。

(原委員)

- 教育委員会会議での採決は必要なく、教育長が中身を定めていくということか。

(梶原課長)

- そのとおりである。

(町委員)

- 法的に拘束力のある規則から、拘束力のない要綱に落とすわけだが、様式の内容そのものは変わらないのか。

(梶原課長)

- 基本的には変わらないが、一部、公民館条例施行規則の分で、男女の欄を削る改正を予定している。

(町委員)

- せっかく拘束力が低いものに落とすわけだから、利用者側が簡便なものになるように、例えば、いくつもある様式を一つに集約するなど検討していただければと思う。

(徳成委員)

- 雁の巣児童体育館について、老朽化問題、使用状況などの現状についてお示しいただきたい。

(梶原課長)

- 築40年以上経過しており老朽化が進んでいる。安全に使用できる間は引き続き地元の方に使っていただけるよう、必要最低限の維持管理、補修をしながら使っていきたい。

(徳成委員)

- 使用状況については、子どもたちの使用が多いのか。

(梶原課長)

- 子どもたちが使用していない時間帯で、一部サークル等で成人の使用もある。

(町委員)

- 空港周辺共同利用会館はどこにあるのか。

(竹中部長)

- 主に博多区、東区の空港周辺に合わせて17館ある。当該地区にはそれぞれ公民館もあるので、空港周辺共同利用会館は第2公民館のような使われ方をしていると聞いている。

▼協議・報告ア 福岡市・大学教員養成連携協議会について

宮原課長より説明

[質疑等]

(徳成委員)

- 教育委員会としては、教育実習について、これまでは学生が個別に各学校に行

って対応しなければならなかったものを、ある程度枠組みを作っていくと考えてよいか。また、試験免除について、各学校の評価の仕組みはどのようになっているのか。

(宮原課長)

- 教育実習については、教育委員会の方で窓口を設け、これまでのように学生が個別に学校とやりとりをするのではなく、教育委員会が責任をもって受入れ先を確保していく。その中で、福岡市における統一的な内容、実際に教室に入って授業をするといったことを各学校に徹底させて実践的な教育実習をしてもらう。

採用試験における教育実習の評価については、福岡市の統一の評価表を大学からの意見も踏まえて作成したので、この評価表をもとに来年度から統一的な観点で評価を行い、優秀な学生の採用につなげたいと考えている。

(徳成委員)

- 教育実習の受入窓口を整理したことは評価に値する。教育実習の中で、学校によっては実習生に様々な業務をさせてみたり、事務的なものについても実習先によって格差があった。これから教員を目指す人たちが、教育実習の中で夢と希望をもって育っていけるよう教育委員会が責任をもって取り組んでいくことが大事である。

(武部委員)

- 第1回の協議会に出させていただいたが、教育実習内での指導の在り方を大学側も気にしていた。教えてもらえなかった、こんな指導をされたといったことで教員という職に対する認識が変わってしまうこともあり得るので、実習生を指導する教員にもしっかりとした意識をもっていただくことが必要だと感じた。また、実習校で学んだことと、採用後に赴任した学校でのこととの違いに違和感をもつ卒業生もいるという話も出ていたので、気を付けていただきたい。

(宮原課長)

- 学校については、まずは全校長に対して教育実習の新たな位置づけ、内容、評価についてしっかりと研修、指導をし、内容のある教育実習になるようにする。そして、校長から教員に伝えていただいて、指導する教員が教育実習にしっかりと対応できるように努めたい。

また、教育実習の際と採用後に赴任した際との要請については、教員育成指標などで継続的な育成に努めたい。

(小野田次長)

- 教育実習については、副担任という位置づけでしっかりと授業をさせるなど、教員の一日の仕事を体験させることをしていなかったため、実際に学校に赴任した際に想定と違ったという意見が出てくる。我々も大いに反省する必要があると思っている。ですから、これからは多くの学生を受け入れて、しっかりと教員の仕事をさせる、教員を見て学ばせるということをやっていききたい。

(原委員)

- 近隣15大学というのは、教員免許取得学校ということだが、これには教員免許を取得することができる大学が全て含まれているのか。また、教育実習生の受入れについて、各学校にどのくらいの希望者が入るのか。

(宮原課長)

- 大学については、福岡県内には15大学以外にも教員免許を取得することができる大学がいくつかある。15大学とした理由については、以前の学生サポート制度で活動実績があり、福岡市とも協定を結び信頼関係のある大学が18大学あるが、この中で教員免許を取得することができる15大学に今回声をかけ、連携協議会を立ち上げたものである。今後については、15大学以外の教員免許を取得することができる大学をどうするか検討していききたい。

教育実習生の受入れについては、実績として、1年間で300人から350人の受入れを福岡市立学校で行っている。令和3年度以降は、同規模若しくはそれを上回る規模の受入れ希望があると思われるので、小学校144校、中学校69校で受入れ先を確保していききたい。

(西村委員)

- 優秀な教員を育成するというところで、この企画もいいものだと思う。ただし、教育実習生の受入れをする学校の教員の指導をしっかりといただいて、優秀な教員がどういったものかということ福岡市で考えていただきたい。

(町委員)

- 優秀な教員を確保したいという趣旨には賛成だが、令和4年から教育実習の評価で試験を全て免除するというのはどういったものか。学科試験もないということか。

(宮原課長)

- 教育実習における校長からの高い評価及び大学からの推薦があれば、一次試験のペーパーテスト、二次試験の面接及び模擬授業を全て免除する。

(町委員)

- 福岡市の採用試験受験を希望する学生が増えると思う。先ほど教育実習の受入れを300人から350人と述べたが、もっと増えるのではないか。また、教育実習での評価で試験を免除するとなると、ある面では15大学以外の大学の優秀な学生を排除することになるのではないかと思うがどうか。

(宮原課長)

- 実習生の受入れについては、特殊な選考制度を実施するので増加を見込んでいる。福岡市の教育実習を受けて福岡市の学校に触れてもらうことは、将来の教員候補者を育てる第一歩だと考えている。一般選考との兼ね合いについては、採用者数全てを特別選考で占めるのではなく一定の割合でとることを考えているので、調整していきたい。

(町委員)

- 評価する側にも差があると思うので、現場での教育実習生の評価基準をしっかりとしなければならぬと思う。

(徳成委員)

- 教育実習について、これから多くの学生が福岡市立の小・中学校に実習に来るようになると思うが、ある程度の受入れのマニュアル化は必要になると考える。また、実習記録簿などの提出書類があり、担当の指導教員は、実習期間中に実習生の指導や記録簿等の点検や書き込み等があり、それらが過重負担になってしまうことも考えられる。せつかく多くの学生を受け入れて副担任として子どもたちの前に立ってもらおうという教育実習の制度が効果的なものになるよう、教育実習生を受け入れた学校、担任の負担も考慮しながら、制度化していただきたい。

(宮原課長)

- 教育実習の指針については、各学校で等しく、副担任として児童生徒に関わらせるよう統一的なものを定めていきたい。受入れ先の学校の負担については、教育実習の中身についてはしっかりする必要があると考えるが、形式的なもの、省略可能なものについては検証し、できるだけ学校の負担にならないように制度設計していきたい。

▼臨時代理報告第2号 教職員の人事について

▼臨時代理報告第3号 教職員の人事について

町田課長より説明

▼付議案第25号 教職員の人事について

野口課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第26号 教職員の人事について

野口課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第27号 職員の人事について

野口課長より説明

《原案どおり可決》

▼付議案第28号 事務局等職員の人事について

野口課長より説明

《原案どおり可決》

7 閉会

町委員（教育長職務代理）閉会を宣告 15時16分